

DB 書面監査の通知を受けた際の対応について

書面監査とは

確定給付企業年金の監査とは、確定給付企業年金法（以下、「DB法」と言います。）に基づき実施される監査であり、各地方厚生局が定期的を選定した事業主等を対象に書面により実施するものです。

企業年金を実施する事業主等の事業運営がDB法等の法令および年金規約等に基づき適正に実施されているかを具体的に検証し、必要な是正改善の措置を講じるとともに、効率的に運営されるよう積極的に指導することを目的としています。

（書面監査の内容を踏まえ、事実確認等を行う必要があると認められる事業主等を対象に実地監査が行われる場合があります。）

書面監査の通知を受けた場合

書面監査の実施について通知を受けた場合、提出期限までに指定された資料をご準備いただき、各地方厚生局へ提出いただく必要があります。通常求められる資料は以下に記載のとおりです。

資料名	内容
確定給付企業年金監査資料	各地方厚生局により作成された監査様式であり、報告を求められた内容について実施状況を回答します。 回答の際は、監査対応の手引きをご参照のうえご対応をお願いいたします。
業務概況の周知資料	最新分をご準備ください。 * DB法等において、事業主等は確定給付企業年金に係る業務の概況を、加入者に対して年1回以上周知することとされています。 以下資料を適宜ご活用ください。 ・ 業務概況の周知資料作成の手引き ・ 業務概況の周知資料ひな型
運用の基本方針	最新分をご準備ください。 * 運用の基本的な枠組みを記述したもので、政策的資産構成割合と併せて策定が義務付けられています。

（手引き、ひな型は、「DB年金事務サポートNavi」の[「各地方厚生局による監査について」](#)のページに掲載しておりますのでご活用ください。）



ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

年金サービス室

0120-307876

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時
（土日、祝日、12/31～1/3を除く）

事務担当者さま向け情報提供サイト
「[DB年金事務サポートNavi](#)」
（↑リンクあり）を当社公式ホームページに公開中！